

# 音

神政連レポート

特集

## 第十五回 時局対策連絡会議を開催

- ◆ 靖國訴訟の現状と展望～大阪高裁控訴審判決を傍聴して
- ◆ 世界連邦日本宗教委員会ハワイ平和祈念使節団参加報告
- ◆ 美しい日本の憲法をつくる国民の会中央大会開催  
　　—各党は憲法改正原案の国会提出を—
- ◆ 靖國神社参拝訴訟大阪高裁も地裁に続き  
　　靖國神社等側が全面勝訴
- ◆ 憲法を読み改正。ポイント③「緊急事態条項について」  
　　歴史認識問題研究会が発足
- ◆ 不法占拠が続く北方領土・竹島  
　　長崎の「世界的反日基点」について
- ◆ 神政連が取り組む課題

# （靖國訴訟の現状と展望） 大阪高裁控訴審判決を傍聴して

二月二十八日、大阪

高裁に於て安倍首相

靖國神社参拝訴訟の

控訴審判決が下され

た。午後二時開廷、二

分間の報道撮影時間

の直後、裁判長から判決文が読み上げられた。緊張し傍

聴する我々を前に「主文 本件各控訴をいずれも棄却する。

控訴費用は控訴人等の負担とする。」と言い渡し、三人の

裁判官はすぐさま後方の扉からさつと退廷した。初の判決立会いでもありあつけにとられてしまった。すかさず原告側傍聴席から「不当判決！」「裁判官は名を名乗れ！」「戦争犯罪人を連れて来い！」などと聞くに堪えない罵声が飛び交った。我が陣営の勝利を確信する余裕もなく僅か五分で閉廷となつた裁判所を後に徳川靖國神社宮司の待つ報告集会会場へ向かつた。



神道政治連盟幹事長  
**服部 憲明**

戦後首相の靖國神社参拝は中曾根康弘首相までは四名を除いて何の問題も無く参拝し、三木武夫、福田赳氏、鈴木善幸、中曾根康弘各首相は終戦の日の八月十五日に参拝している。当時の政府の見解では①公費による玉串料支出があるか、②政府の行事として参拝することを決定しているか、のどちらかに該当しなければ「公式参拝」でなく「私的参拝」であると示していた。これに対し、神政連では首相の「公式参拝」を求め働きかけを行つてきた。

そして中曾根康弘首相は昭和六十年八月十五日に公式参拝に踏み切つた。その直前、官房長官は私の諮問機関「閣僚の靖國神社公式参拝に関する懇談会」の報告書を参考として「多くの国民や遺族の意を汲み戦没者追悼を目的として、一礼する方式での参拝は規程に違反しないとの判断に至つた」旨談話を発表している。しかしそれにも拘わらず早速大阪を皮切りに神戸、福岡で訴訟が起ことさ

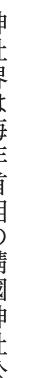
れてきた。更にここまで問題を複雑にした原因の一つに、いわゆる「A級戦犯合祀」があり、この後靖國神社参拝は政治問題、外交問題化され首相の参拝は暫く途絶えることになつてしまつたのである。

その後小泉純一郎首相、安倍晋三首相の靖國神社参拝は私的参拝とされたことから①首相としての職務に該当するか、②「政教分離規定」に違反するか、③首相の参拝によって原告の法的利益（いわゆる宗教的人格権・平和的生存権）を侵害したか、が裁判で争われることになる。但し裁判所はこの三つの争点の、どれか一つで結論が出でてしまえば、それ以外の争点は判断する必要が無いとの基本的考え方である。これまで、最高裁はもちろん大阪の全ての裁判において、③法的利益の侵害は無いとの判断に至っている。しかしその後度々政教分離規程にまで踏み込み「違憲の疑いが強い」と傍論で示した「ねじれ判決」が出来ている。主文で勝利してもこのねじれ部分に対しても原告は控訴出来ない事になっている。まさに原告の狙いはここに「あると言えるのだ。

大阪天満宮で開かれた報告集会では、大阪の裁判で長きに亘り支援頂いてきた近畿地区神社関係者を代表して



地元衛藤本部長の挨拶の後、徳川靖國神社宮司より感謝の挨拶が述べられた。また竹野下弁護士より今回の判決は傍論もなく原告側にとつては屈辱的な判決であり、我々にとつては完全勝利と言えると報告があつた。更に裁判所に余計な判断をさせないように積極的な主張をしないでいるとのコメントも頂いた。原告はこの判決を不服として最高裁へ上告受理を申立てている。今後も靖國神社をめぐる訴訟において継続的な支援が必要であろう。



神社界は毎年首相の靖國神社公式参拝を求めてきたが、現状憲法下においては混乱があるようだ。やはりここは靖國神社を政争の具にすることなく憲法改正によって国家のために殉じた英靈に対し慰靈の誠を尽くすことが出来るよう最大限の努力をせねばならない。

この原稿執筆中に韓国大統領罷免のニュースが飛び込んできた。朝鮮半島の赤化に限らず今後国内外の政局が様々に動くだろうが、反日勢力が勢いづく可能性も捨てきれない。坐して待つことなく果敢に行動すべき時が来ている。

# 第十五回 時局対策連絡会議を開催

二月二十七・二十八日に、自由民主党本部を会場に「第十五回時局対策連絡会議」を開催しました。

「憲法改正を考える」を主題に、各県より総勢七四名が参加し、日本らしい国づくりを目指して国民に憲法改正を訴えることを目的として行いました。



開会式では、まず打田会長が国会において憲法改正に賛同する改憲勢力が三分の一の議席数を獲得したことを挙げ、この好機を逃すことなく、来たるべき国民投票に向けて憲法改正を国民に訴えていかなくてはならないと挨拶しました。

次に、来賓として自民党高村正彦副総裁が挨拶し、高村副総裁は、三月五日に行われる自民党大会で採択される党運動方針案に「国会での憲法論議の加速」と「憲法改正に向けた道筋を国民に鮮明に示す」旨が盛り込まれることに触れ「この一年は憲法改正に向けて大きく動き出す

年となる」と述べました。

開会式の後、神政連政策委員で日本政策研究センター代表の伊藤哲夫氏が「憲法改正を考える」と題して基調講演を行いました。伊藤氏は現憲法には日本の歴史と伝統が反映されておらず、「国家存立への意思」を欠いたG HQによる押付け憲法であると指摘し、日本を取り戻すためには自主憲法の制定が理想であると訴えました。しかし、現実には日本の政治状況は自主憲法制定の段階までは成熟していないと分析し、そうであれば現在緊急性が高いと考えられる「九条」、「緊急事態条項」、「家族保護条項」に絞り優先的に改憲を訴えるべきだと主張しました。

基調講演の後、参加者は五班に分かれ「憲法改正を広く国民に訴えるためにはどうすればよいか」を主題に分散会を行いました。各県からの参加者が地域の現状を報告した後に、日本国にとって、どの条文の改正が必要であつて、その必要性を具体的に国民に訴えていくにはどうすればよいかを討論しました。分散会には神政連国議懇副幹

事長である山谷えり子参議院議員も加わり、各班の意見を聴いて回りました。

分散会の終わりに挨拶に立った山谷議員は、防災大臣を務めた経験も踏まえながら、緊急事態条項の重要性を示し、神政連はもとより各地域の地元議員と連携を密にして憲法改正を進めていかなくてはならないと訴えました。

二日目は神政連国議懇事務局長代理である城内実衆議院議員の進行で全体会を行いました。冒頭、首相補佐官で神政連国議懇幹事の衛藤晟一参議院議員から「国会での憲法改正の現状」が報告されました。憲法改正に向けたこれまでの自民党の取組みを紹介し、現憲法の下で自国の領土領海を守ることの難しさを自身の体験を交えながら報告されました。

続いて、前日の分散会の意見交換の内容を各班の代表

者がそれぞれ発表しました。その中で、

- ・ 国民の為に祈る存在である

天皇陛下を「元首」と憲法に明記し、宮中祭祀の在り方を憲法上明確にしなく



伊藤哲夫氏の基調講演

てはならない。

- ・ 神政連で憲法改正草案を作成し、考え方の基本を示せば国民運動がより盛り上がるのではないか。

- ・ 神職として、現憲法の改正を訴えていくことが、日本の文化や伝統を守ることに繋がるという意識を忘れてはならない。

- ・ 憲法改正にショートカットはない。講話や講演という形で国民に地道に訴え続けることが一番の近道だ。そのため、神職は講話の技術を上げるよう研鑽を積まねばならない。

- ・ 護憲派に対抗するため、専門家を交えた戦略的な広報活動が必要である。

などの意見が挙げられました。

質疑応答の後、城内議員が全体会の講評を行い「日本の國柄を日々感じながら暮らす神職の皆さんだからこそ『天皇条項』や『政教分離規定』について主体的に取り組んで戴きたい。我々もそれを参考にさせて戴きたい」と述べました。

参加者は、日本らしい国を取り戻すために、憲法改正に向けて日々努力することを改めて認識した会議となりました。

# 世界連邦日本宗教委員会ハワイ平和祈念使節団参加報告

世界連邦日本宗教委員会(田中恒清会長)は、平成二十八年十二月、第三十五回となる平和祈念使節団を米国ハワイ州に派遣し、同年が真珠湾攻撃から七十五年を迎えることから、本連盟からも打田会長らが同使節団に参加しました。この委員会は、昭和四十二年に神道、仏教、キリスト教、教派神道、新宗教などの代表者が集まって発足した超宗派の平和運動組織で、昭和五十七年から毎年、十一月七日(日本では八日)の真珠湾攻撃の日に合わせて使節団を派遣し、現地で慰靈祭の斎行や米軍主催の真珠湾慰靈追悼式典に参列をしています。

奇しくも昨年は、伊勢志摩サミットに合わせて米国オバマ大統領(当時)が現職の大統領として初めて被爆地広島を訪問し、平和祈念公園で原爆死没者慰靈碑に献花し、原爆で亡くなられた方々を追悼しました。また、昨年末には安倍首相もオバマ大統領の広島訪問に応えるかたちでハワイ真珠湾を訪問、オバマ大統領とともに真珠湾攻撃の犠牲者を慰靈しました。日米両国が七十年の怨讐を超えて使節団を派遣し、現地で慰靈祭の斎行や米軍主催の真珠湾慰靈追悼式典に参列をしています。

神政連では、戦後七十年の節目にあたりこれまでに戦艦大和が撃沈した海域での洋上慰靈祭への参列や、神風特別攻撃隊の第一陣が出立したフィリピン共和国マバラカツトで慰靈祭を斎行するなど、散華された英霊への慰靈と顕彰に努めて参りました。戦後七十年以上が経過し、遺族の高齢化も進む中で、次世代に慰靈追悼の誠を捧げる大切さを継承していくことが益々重要となっています。

て和解した姿を発信し、日米同盟がかつてないほど盤石であることを示したことは、国境を超えてそれぞれの国のために戦った英靈を慰靈することの大切さと未来志向の関係を築いていくことの重要性を世界に示すとともに、我が国の領土領海を虎視眈々と狙う近隣諸国に対し、大きな抑止力となり評価できます。ただその一方で、国内では未だに首相の靖國神社参拝が定着する状況にはなく、非常に残念でなりません。

## 美しい日本の憲法をつくる国民の会中央大会開催 —各党は憲法改正原案の国会提出を!—

去る三月二十九日、「美しい日本の憲法をつくる国民の会」(以下、国民の会)中央大会が憲政記念館にて七百名を超える関係者臨席のもと開催されました。櫻井よしこ共同代表は基調提言で「国際情勢では、米国の国務長官

がこの二十年の北朝鮮政策は失敗であったと明言している

ように、北朝鮮の脅威が拡大しており、さらには韓国では大統領が罷免され、左翼政権が誕生しようとしている。このような状況の中で、国を守らなければならない。そのためには私たちの力で国会を動かし憲法改正を実現し、国を建てなおす」と力強く訴えました。引き続き、打田文博事務総長(本連盟会長)より「日本の国柄を次世代に伝えることや大災害から国民を守ること、自衛隊の存在を憲法に明記すること。憲法改正国会発議に向けて各党より改正原案を憲法審査会に提出するよう求めていくこと」などを一致で賛同されました。次に古屋圭司衆議院憲法審査会幹事より、同審査会では、まずは緊急事態条項を中心

論を進めている旨報告がありました。そして、自民党、民進党、日本維新の会、公明党、日本のこころの各党代表者より憲法改正(加憲含む)に向けての考え方や取り組みなどをについての挨拶がありました。

現行の日本国憲法は戦後の占領下で制定されており、我が国の国柄の明記がなく、また国民の生命・財産を充分に守ることはできません。昨今の憲法論議では緊急事態条項新設などが中心に行われていますが、我が国の悠久の歴史の中で万世一系の天皇を中心とした国柄や天皇は元首であることを憲法にしっかりと明記されるよう訴えていかなければなりません。

本連盟では神社本庁、国民の会などの友好団体と連携し、まずは憲法改正の国会発議を働きかけるとともに、来る国民投票において過半数を達成するため、全力を挙げて国民運動に傾注して参ります。



国民運動方針を発表する打田会長

# 靖國神社参拝訴訟大阪高裁も地裁に続き靖國神社等側が全面勝訴

平成二十五年十二月の安倍首相の靖國神社参拝を巡つて東京と大阪で提起されていた訴訟の内、大阪で起こされた訴訟の控訴審判決が本年二月二十八日、大阪高裁で下され、地裁判決を支持して原告の請求を棄却しました。



この訴訟は、台湾人などを含む戦没者遺族ら七六五名が、靖國神社等を被告として、首相の参拝差止めや神社の参拝受入れの差止め、精神的苦痛に対する損害賠償を求めて起こしていた事案です。一審の大坂地裁は、平成二十八年一月二十八日、小泉首相靖國神社参拝訴訟の最高裁判決(平成十八年六月二十三日)を踏襲し、首相の参拝について「原告が参拝に対し不快の念を抱いたとしても損害賠償を求めるることはできない」と判断、原告の請求を退けました。また原告が主張していた平和的生存権に対する侵害や、小泉参拝訴訟での福岡地裁、大阪高裁での傍論による違憲見解を踏まえた原告の期待権等についても、

それぞれ「具体的な権利性を帯びているかは疑問」「個人の信頼や期待が法的に保護される利益とはならない」として退けました(意一九六号参照)。

この判決を不服とし、原告の内三八八名が同年二月九日に大阪高裁に控訴していましたが、大阪高裁も地裁の判決を支持、またしても原告の請求を棄却しました。

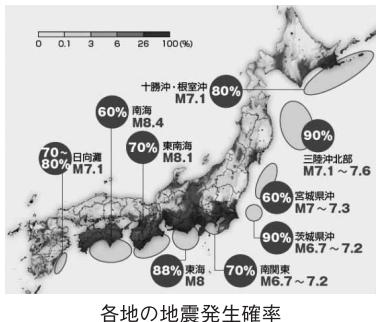
殊に本判決で特筆されるのは、原告が執拗に求めてきた首相の参拝が憲法の政教分離規定に違反するか否かの判断について、「民事訴訟事件における判決の理由は、結論である主文を導くのに必要な限度で付すべきものであり、かつそれで十分」と判示したことです。つまり、原告の主張する損害賠償請求に理由がないと判断されるのであれば、首相の参拝が政教分離規定に違反するかどうかまで判断する必要はない、と述べ、原告側の主張をことごとく退け、正に完勝となりました。

尚、東京地裁での同旨の訴訟も四月二十八日に判決が下される予定です。

## 憲法を読もう改正ポイント③「緊急事態条項について」

我が国の憲法の欠点の一つに「緊急事態条項」が無いことが挙げられます。世界の憲法と比較すると、平成二年以降に新しく制定された一〇三か国の憲法中、全ての憲法に国家緊急事態規定が設けられており、世界全体をみても緊急事態条項を規定していない国は、ごくわずかです。日本でも現行憲法制定時、緊急事態を規定する条文案を作成しましたが、GHQに受け入れられませんでした。

そもそも緊急事態には外部からの武力攻撃、内乱、テロ、サイバー攻撃、自然災害などがあり、昨今我が国は北朝鮮や中国の脅威に直面しています。また、我が国は地震大国であり、平成二十三年には東日本大震災、昨年は熊本地震が発生し、未曾有の被害を受けました。今後も、南海トラ



各地の地震発生確率

震 大 國 や あ り 、 平 成 二 十 三 年 に は 東 日 本 大 震 災 、 昨 年 は 熊 本 地 震 が 発 生 し 、 未 曾 有 の 被 害 を 受 け ま し た 。 今 後 も 、 南 海 ド ラ フ 地 震 や 首 都 直 下 型 地 震

などの災害が発生する可能性があります。憲法に緊急事態条項はありませんが、災害対策基本法という一般法があり、この法律は首相が「災害緊急事態」を宣言すれば、緊急の政令を制定し、生活必需物資の統制などの措置をとれることがあります。しかし、これまで「災害緊急事態」が宣言されたことはなく、東日本大震災発生当時の菅内閣は憲法の定める国民の権利を大きく規制する措置であり、憲法に抵触する恐れがあることなどを理由に、「災害緊急事態」を宣言しませんでした。そのため、救助活動や生活必需物資の輸送が速やかに行えませんでした。また、復興のための瓦礫の撤去も持ち主の許可なく撤去するのは憲法が定める財産権の侵害となるという議論となり、対応が遅れました。これらは、緊急事態が発生した場合に国民の生命を守り、被害の拡大を防ぐため、国民の権利を一部制限する必要があつても、一般法における対応では限界があるということをあらわしています。そのため憲法にその根拠規定を定める「緊急事態条項」の新設は急務であるといえます。

# 歴史認識問題研究会が発足 —歴史認識問題にどう立ち向かうか—

## 歴史認識問題研究会の発足

現在、日本を非難する事実無根の歴史認識によって日本の名誉と国益が大きく傷つけられています。その反日プロパガンダに用いられている材料の多くは、残念ながら日本国内の反日マスコミや学者、運動家によつてもたらされたものです。

そこで、平成二十九年十月一日、歴史認識問題を客観的事実に基づき検証し、積極的な対外発信を行うことを目的として、「歴史認識問題研究会」（会長：高橋史朗明星大学特別教授）が発足し、同十一月三十日には「従軍慰安婦」史料のユネスコ世界記憶遺産登録への反論をテーマに発足記念シンポジウムを開催しました。

## いわゆる「従軍慰安婦」問題について

慰安婦問題については、元山口県労務報国会動員部長を自称する吉田清治が著書や講演で、軍の命令で若い朝鮮人女性を強制連行して慰安婦にしたと語ったことを朝

日新聞などメディアが取り上げ、政府を非難したことに端を発します。平成五年には河野官房長官（当時）がこの問題について日本の責任を認め、謝罪する談話を発表していました（この談話は閣議決定されておらず、当時の官房副長官は内容を否定しています）。吉田証言は後に本人が捏造であったことを認めましたが、その後も国連人権委員会のクマラスマニ報告（平成八年）やマクドゥーガル報告書（同十年）で慰安婦強制連行の証拠として採用され、これら報告は未だに修正されていません。また、平成十九年にはこの吉田証言に基づいた資料を判断材料とした上で、米下院にて対日非難決議が可決され、この誤解と偏見に基づく国際世論は一気に世界に拡散することとなりました。これにより日本が一方的に非難され、在外邦人の子女たちがいじめに遭うなどの状況へ発展しています。



朝日新聞は平成二十六年八月、記事の一部に事実関係

の誤りがあつたことを認めて国内では謝罪しましたが、海外に対しては記事の訂正は行つておらず、現在、有志による訴訟が起こされています（意二〇〇号参照）。

## 「従軍慰安婦」史料のユネスコ記憶遺産

### 登録申請問題について

平成二十七年七月、ユネスコ記憶遺産に「南京大虐殺」と「従軍慰安婦」の史料が登録申請され、「従軍慰安婦」史料の登録は保留となりましたが、同十月には「南京大虐殺」史料が記憶遺産として登録されてしまつたことは記憶に新しいところです（意一九五号参照）。そして昨年五月、日中韓を中心とした八ヶ国十四の民間団体と英国の戦争博物館が共同で「従軍慰安婦」史料二七〇〇点あまりについて記憶遺産への登録を申請しています。

この史料には様々な問題があり、例えば、元慰安婦の口述記録や記録物には客観的に検証されていないものが多く、矛盾する証言や信憑性に乏しい証言があります。また反日的な活動を行つている団体の資料のみが申請されており、選択された資料は恣意的でバランスを欠いています。

さらに、登録申請の手続きについても問題があります。「南京大虐殺」の史料が登録された際、登録を決める審査委員会のクマラスマニ報告（平成八年）やマクドゥーガル報告書（同十年）で慰安婦強制連行の証拠として採用され、これら報告は未だに修正されていません。また、平成十九年にはこの吉田証言に基づいた資料を判断材料とした上で、米下院にて対日非難決議が可決され、この誤解と偏見に基づく国際世論は一気に世界に拡散することとなりました。これにより日本が一方的に非難され、在外邦人の子女たちがいじめに遭うなどの状況へ発展しています。

は非公開で行われ関係国と事前の協議もないなどその審議過程が不透明で公平を欠いていたため、日本政府は手続きの中立性や公平性を求める、ユネスコに登録手手続きの見直しを働きかけました。この四月に開催されるユネスコの執行委員会で制度改革が審議され、政府は登録可否の判断には新基準が反映されるとの認識を示しています。しかし、制度改革の責任者であるレイ・エドモンドソン氏は昨年九月、「従軍慰安婦」史料の登録を申請した民間団体が主催した会合に出席し、「申請の審査について、制度改革見直し後の新基準は適用されない」と明言していることから、「南京大虐殺」の史料登録と同じ轍を踏まないよう、政府にはユネスコへの働き掛けを強めてその審議の動向に注意を払うよう求められます。



歴史認識問題研究会では、継続して研究会を開催し、情報収集と啓発に努めることとしています。本連盟においても同会の活動を支持し、諸外国からの史実に反する宣伝攻勢に対し、積極的に抗議するよう働きかけるとともに、正しい歴史観を後世に伝える運動に取り組んで参ります。

# 不法占拠が続く北方領土・竹島

例年、「一月七日の「北方領土の日」、二月二十一日の「竹島の日」には、我が国固有の領土である北方領土の早期返還と竹島の領有権確立を求める大会が開催され、本連盟からも局員を派遣しています。

七日に東京国立劇場で開催された「平成二十九年北方領土返還要求全国大会」は、政府主催のもと、安倍首相、岸田外相を始め、各政党的代表者、国会議員など多くの関係者が集いました。挨拶に立った首方は、これまで進展してこなかつた返還交渉に触れ、「北方領土問題の解決には、歴史的な経緯ばかりにとらわれるのはなく、北方四島の未来像を描き解決策を探し出す『未来志向』の発想が必要である」と述べ、元島民の方々の故郷に対する切実な思いをしっかりと受け止め、解決に向け着実に進めていくとの決意を示しました。

また二十二日には、島根県民会館において県、県議会、竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議三団体の主催により「竹島の日」記念式典、竹島・北方領土返還要求運動県民大会」が開催されました。昨年より、式典に先立ち地元の

方々と国会議員が交流する「竹島問題を考える国民交流会」が開催されており、問題解決にはまた課題が山積していることが確認されました。平成十七年に島根県で「竹島の日を定める条例」が可決されてから今年で十二年目を迎えますが、未だ政府の主催による開催は実現していません。政府からは務台大臣政務官（当時）が派遣され、参加した国会議員からも竹島の不法占拠が一日も早く解消されるよう努力していく旨の挨拶がありました。中でも、新藤義孝衆議院議員（日本の領土を守るために行動する議員連盟会長）は、韓国内で既に地上十五階建て相当の海洋科学基地が建設を終えている旨報告し、韓国の不法占拠が一層強まっていることに警鐘を鳴らしました。

戦後、北方領土・竹島が不法占拠されてから、すでに長い年月が経過し、当時の事情を知る人々も高齢化が進んでいます。本連盟では、領土・領海を守るため、政府や関係団体の取組みを支援し、早期解決へ向けた対策を今後も継続して参ります。

## 長崎の「世界的反日基点」について

原爆による被爆の歴史を持つ長崎市は、「長崎原爆資料館」を設置し、凄惨な被爆の実相と核兵器廃絶の願いを世界に発信しています。平成八年の開館時には、その展示内容が日本の「侵略」「加害性」に特化していたため、「日本が悪かったから原爆が落とされた」という原爆容認論を助長する」と懸念した長崎市民などから展示是正を求める運動が起こされました。それにより学習指導要領や教科書記述から逸脱し、事実と異なる不適切な展示など二二五カ所が修正・削除されました。

この公設の資料館には、開館当初から市民の良識では是正の力が働きましたが、平成七年に同市に開館された民間施設が未だに日本の「侵略」「加害」の責任を訴える展示を続けていることが、最近明らかにされました。その施設とは、「岡まさはる記念長崎平和資料館」とい、ルーテル教会牧師で長崎市議も務めた岡正治氏の遺志を継ぎ、民間の募金で開設された施設とされています。

岡氏は、朝鮮人被爆者問題を掘り起し、朝鮮・中国人の

「強制連行」を「事実」として日本を生「発・糾弾する活動を生涯精力的に進めた人物です。また昭和五十七年には、長崎市がその維持のために補助金を支出していた市内各所の慰靈碑のうち「忠魂碑」十四基のみについて憲法の定める政教分離に違反するとして「長崎忠魂碑訴訟」を起こしています（尚、その訴訟は平成四年に福岡高裁において岡氏が全面敗訴し、上告中の平成六年に氏の逝去により審理は終了しました）。

「岡まさはる記念長崎平和資料館」は、中国の「南京大虐殺記念館」などから提供された資料を展示していて、さらながら中国の代弁施設のような印象を受けます。また、長崎における朝鮮・中国人の「強制連行」の舞台として、端島（軍艦島）について一方的な展示を行っています。

この施設には、修学旅行などで子供たちが訪れます。子供たちは原爆被害や平和への願いを学ぶつもりが、日本の「加害性」や日本に対する「非難」の思いを刷り込まれています。こうした歴史的反日基点の存在に対し、我々は内外への正しい歴史の発信に、一層力を入れていく必要があります。

# 神政連が取り組む課題

## ～最近の動向～

神政連は昭和四十四年に、世界に誇る日本の文化と伝統を後世に正しく伝えることを目的に結成されました。日本らしさ、日本人らしさが忘れられる今、この国に誇りと自信を取り戻すために、私たちはさまざまな問題に取り組んでいます。

### 皇室

天皇皇后両陛下には、二月二十八日から三月六日の日程でベトナム・タイへ行幸啓遊がされました。両陛下はベトナムの共産党書記長、国家主席、首相、国会議長と面会され、両国の友好親善を深められました。また、戦後各地で苦難の道を歩んだ日本人に大御心をお寄せになられてきた両陛下は大東亜戦争終戦後ベトナムに残った残留元日本兵の家族とも面談されました。家族は両陛下のねぎらいのお言葉に涙を流し深く感謝の気持ちを伝えました。同国では「日越関係を強く促進」「新たな次元を迎えた協力関係」など、此度の行幸啓を好意的に報道しました。また、現地の国民の関心は高く、多くの方が日越両国の国旗にて両陛下を熱烈に歓迎しました。

帰路にタイへお立寄りになられ、五十年以上に亘り親交の深かつた、前国王故プミポン・アドゥンヤデート陛下にタイへお立寄りになられ、五十年以上に亘り親交の深かつた、前国王故プミポン・アドゥンヤデート陛下にて両陛下を熱烈に歓迎しました。

帰路にタイへお立寄りになられ、五十年以上に亘り親交の深かつた、前国王故プミポン・アドゥンヤデート陛下にて両陛下を熱烈に歓迎しました。

### 憲法

年は憲法施行七十年の節目の年。わが党は憲法改正の発議に向けて具体的な議論をリードしていく。これこそが日本の背骨を担つてきたわが党の歴史的使命だ。皆さん、挑戦する勇気をもつて結果を出そうではないか。」と憲法改正に向けての意欲を示しました。

現在、衆参両院において憲法改正に前向きな勢力が発議に必要な三分の一を占める状況ではありますが、憲法審査会の改正案の集約は難航しており、さらには発議後も国民投票で「一分の一」という厳しい条件があり、憲法改正を広く国民に訴えていく必要があります。

神政連では引き続き神政連国会議員懇談会や「美しい日本の憲法をつくる国民の会」などと連携しながら、

### 憲法改正の早期実現に向け、取り組みます。



### 靖國神社

毎年、靖國神社参拝を行っていた稻田朋美防衛相は、昨年の安倍首相のハワイ真珠湾慰靈に同行し、帰国後の十二月二十九日に靖國神社を参拝しました。我が国を守るために散華された英霊に対しても、慰霊と顕彰の誠を捧げるため、神政連では「英霊にこたえる会」などと連携し、中韓の不当な内政干渉に屈することなく、安倍首相・閣僚が靖國神社参拝を行うよう働きかけていきます。



### 教育

文部科学省では十年に一度、学習指導要領の改訂が行われます。今回の改訂では、「北方領土、竹島、尖閣諸島」が我が国の固有の領土であることを明記されるとともに、地域の文化や年中行事等の伝統文化教育も充実しています。また、小学校は平成三十年度、中学校は平成三十一年より教科化した「特別の教科道徳」が検定教科書を使用し教えられることとなつており、第一次安倍内閣が改正した教育基

本法の理念や精神が少しづつ実現していると言えます。しかし、一部の団体は、道徳教育は特定の価値観の押しつけであるという批判や、さらには性的マイノリティを規定すべきなどという健全な青少年の育成への悪影響が懸念されるような主張をしています。本連盟では、このような動きを注視し、適切な対応策を講じるとともに、子供たちが我が国に誇りを持つことができるよう、教育正常化運動を推進すべく働きかけを行って参ります。



### 領土問題

二月三日に安倍首相はマテイス米国防長官と会談し、日米安全保障条約五条が尖閣諸島にも適応されることを確認しました。一方、中国は三月五日に開催した全国人民代表大会において近海での実効支配を強化し、世界規模の軍事プレゼンス拡大を目指す姿勢を示しています。南シナ海では岩礁や人工島の軍事拠点化を着々と進めており、予断を許さない状況といえます。

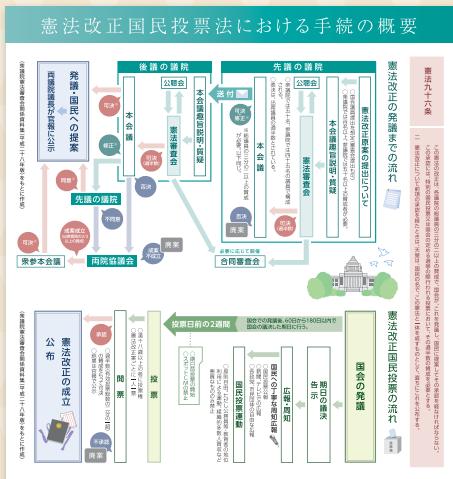
# 日本国憲法のかたち

憲法改正入門



昨年実施された第24回参議院議員選挙の結果、憲法改正に前向きな改憲勢力が国会発議に必要な総議員の三分の二を占めました。現在、衆参の憲法審査会に議論されており、来る国会発議後の国民投票を見据えて国民的議論を深めていく必要があるでしょう。

既刊リーフレット「日本国憲法のかたち」は日本国憲法の制定過程や改正すべき条項、改正の手続きについて解説しています。我が国の歴史や伝統文化を反映し、現下の国内外の社会情勢に対応できる憲法への改正について理解を深めるためご活用下さい。



ご希望の方は中央本部へお問い合わせ下さい。  
尚、神政連のホームページにも掲載しております。



**神政連レポート一意 No.201** 発行日 平成29年5月1日／発行所 神道政治連盟  
〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目1番2号 電話03(3379)8282 FAX03(6629)8321  
<http://www.sinseiren.org/>